

2020年5月1日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染が広がったことで、在留資格
で認められている活動をすることができない時の在留資格
取消手続の「正当な理由」について

入管法 別表第1の在留資格（「技術・人文知識・国際業務」、
「技能」、「留学」など）で日本にいる外国人が、その在留資格で
認められている活動を3か月以上できていなくても、「正当な
理由」があるときは、在留資格の取消しの対象にはなりません。

新型コロナウイルス感染症が広がったことや感染を防ぐための
対策をした影響があって、例えば次のようなケースで、在留資格で
認められている活動を3か月以上できないと認められる場合は、
「正当な理由」があるからその活動ができていなくても日本にい
ると考えられます。

- ① 働いていた会社の経営が悪くなった または 営業をしないよ
うにしているため、しばらく休まなくてはならなくなった場合
- ② 働いていた会社をやめた後、インターネットを使って仕事を
探したり、次の仕事が決まりそうだが、会社を訪問することが
できない場合
- ③ 働いている学校などが休校になった場合（勉強するために行っ
ている学校などが休校になっている場合も含む。）
- ④ 働いていた学校などが閉まった後、他の学校などに 入るために
必要な手続を進めることができない場合
- ⑤ 新型コロナ感染症を含む 病気を 治すために 長く 入院しなけ
ればならず、学校などを休んでいる場合